

# 大型車の車輪脱落事故及びタイヤ損傷事故 の防止について

平成19年 1月

適正化事業課

車輪脱落事故等については、平成16年12月の国土交通省自動車局技術安全部整備課とりまとめの「再発防止のための注意事項等」(別添のとおり)により注意を喚起してきたところですが、最近、この種の事故が連続して発生しており、なお一層の再発防止対策の徹底が必要であるため、この度、近畿運輸局自動車技術安全部長から下記のとおり通達が出されました。

会員の皆様方におかれましては、これらの資料を参考にいただき、今一度、自動車の点検・整備を適切に実施していただきますとともに、この種の事故の再発防止に努めて下さいませようよろしくお願いいたします。

記

近運技技 第341号

近運技保 第524号

近運技整 第245号

平成18年12月19日

関係団体長 殿

近畿運輸局自動車技術安全部長

## 大型車の車輪脱落事故及びタイヤ損傷事故の防止について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成16年4月に緊急点検を実施し、平成16年12月から「再発防止のための注意事項等」を取りまとめ、大型車の使用者、自動車整備事業者及び自動車製作者への啓発に努めてきたところですが、近畿運輸局管内において車輪脱落事故が連続して発生しております。また、今般、タイヤ破裂により他車の乗車人員が重傷を負うという悲惨な事故も発生しております。

このような車輪に関わる事故の再発を防止するため、下記事項について貴会の傘下会員事業者に対して、改めて指導の徹底をお願いします。

なお、参考資料等を添付しますので、指導の際に活用してください。

1. 日常点検及び定期点検の実施については、定められた実施時期及び定められた点検項目について確実に実施すること。
2. 車輪脱落防止については、日常点検実施時、定期点検実施時及びタイヤ交換等ホイールを取り外して行う整備時において、点検基準に定められた項目の点検はもとより、「大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故に係る調査検討会」の検討結果に基づく事故防止対策について(平成16年12月15日付け、国自整第135号)の注意事項等に従い適切に実施すること。

## 再発防止のための注意事項等

### 日常点検整備実施時における注意事項

- (1) 目視で下記事項の点検を行うこと。
  - ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常がないか。
  - ホイール・ボルト付近に錆汁が出た痕跡がないか。
  - ホイール・ナットからのホイール・ボルトの突出量が均一か。
- (2) 点検ハンマ等を使用してホイール・ボルトの折損やホイール・ナットの緩み等がないか点検すること。
- (3) タイヤの空気圧を確実に点検すること。特に、ダブルタイヤの場合は片側の空気圧が低下していても目視では分かりにくいいため、タイヤ・ゲージ(空気圧計)を用いて点検すること。
- (4) その他、自動車製作者又は輸入事業者(以下「自動車製作者等」という。)が示す方法で点検すること。
- (5) 点検の結果、折損等の異常を発見した場合には、そのまま運行することなく、直ちに確実な整備を行うこと。

### 定期点検整備実施時における注意事項

#### 1. 3ヶ月定期点検整備時

- (1) ホイール・ナットが自動車製作者等が定める規定のトルク(以下「規定トルク」という。)で締め付けられていることを、トルク・レンチを使用し確認すること(最初に一旦緩め、その後、規定トルクで確実に締め付け直すこと)。
  - ダブルタイヤの場合は、インナーナットの締め付けトルクも確認すること。
- (2) タイヤの空気圧を確実に点検すること。特に、ダブルタイヤの場合は片側の空気圧が低下していても目視では分かりにくいいため、タイヤ・ゲージ(空気圧計)を用いて点検すること。
- (3) その他、自動車製作者等が示す方法で点検すること。
- (4) 点検の結果、折損等の異常を発見した場合には、そのまま運行することなく、直ちに確実な整備を行うこと。

#### 2. 12ヶ月定期点検整備時

- (1) 「ホイール・ディスクの損傷」の点検は、必ずホイールを取り外して確実に点検すること。
  - ホイールを外した時には、ホイール・ボルト、ホイール・ナット及びハブ等に損傷がないことを併せて確認すること。
- (2) ホイールの取り付け時には、ホイールの平面部、ハブのホイール当たり面、ホイール・ボルトのねじ部、ナットの球面部等を清掃し、錆・ゴミ・追加塗装及び異物等は取り除き、ホイール・ボルト・ホイール・ナットのねじ部及びホイール・ナットの座面部に自動車製作者等が定める油類を薄く塗布すること。
- (3) ホイール・ナット締め付けは、対角線順に、2～3回に分けて締め付けること。
- (4) ホイール・ナットはトルクレンチを使用し、規定トルクで締め付けること。
- (5) インパクトレンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締め過ぎないように十分注意を払い、トルクレンチでの確認等を併用すること。

- (6) ダブルタイヤの場合は、インナーナットを規定トルクで締め付けた後、アウターナットを規定トルクで締め付けること。
- (7) 一定期間（50～100 km）走行後、ホイール・ナットを規定トルクで増し締めをすること。
- (8) タイヤの空気圧を確実に点検すること。特に、ダブルタイヤの場合は片側の空気圧が低下していても目視では分かりにくいいため、タイヤ・ゲージ（空気圧計）を用いて点検すること。
- (9) その他、自動車製作者等が示す方法で点検すること。
- (11) 点検の結果、折損等の異常を発見した場合には、そのまま運行することなく、直ちに確実な整備を行うこと。

#### タイヤ交換等ホイールを取り外して行う整備時における注意事項

- (1) ホイールを外した時には、ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ホイール・ディスク等に損傷がないことを確認すること。
- (2) ホイール・ボルトの折損により、ホイール・ボルトを交換する場合には、その車輪の全てのホイール・ボルトを交換すること。  
また、他の車輪のホイール・ボルトについても、確実に点検を行うこと。
- (3) アルミ・ホイールからスチール・ホイール又はスチール・ホイールからアルミ・ホイールに交換する場合、ホイール・ボルト、ホイール・ナットを専用の物に交換すること。
- (4) ホイールの取り付け時には、ホイールの平面部、ハブのホイール当たり面、ホイール・ボルトのねじ部、ナットの球面部等を清掃し、錆・ゴミ・追加塗装及び異物等は取り除き、ホイール・ボルト、ホイール・ナットのねじ部及びホイール・ナットの座面部に自動車製作者等が定める油類を薄く塗布すること。
- (5) ホイール・ナット締め付けは、対角線順に、2～3回に分けて締め付けること。
- (6) ホイール・ナットはトルクレンチを使用し、規定トルクで締め付けること。
- (7) インパクトレンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締め過ぎないように十分注意を払い、トルクレンチでの確認等を併用すること。
- (8) ダブルタイヤの場合は、インナーナットを規定トルクで締め付けた後、アウターナットを規定トルクで締め付けること。
- (9) 一定期間（50～100 km）走行後、ホイール・ナットを規定トルクで増し締めをすること。
- (10) 折損等の異常を発見した場合には、直ちに確実な整備を行うこと。

#### 使用の方法についての注意事項

##### (1) タイヤのパンク時

走行中に異常を感じたら、直ちに安全な場所に停車し確認を行うこと。

近くに安全な場所がない時には、安全な速度まで減速し移動させること。

パンクしたまま走行すると、ホイール・ボルトに過大な負担が掛かり、ホイール・ボルト折損による車輪脱落事故を引き起こす大きな要因となることを認識し、的確に対応すること。

##### (2) 過積載の禁止

過積載での運行は、法令違反であることのみならず、ホイール・ボルトに過大な負担が掛かり、ホイール・ボルト折損による車輪脱落事故を引き起こす大きな要因となることを認識し、適切な積載を遵守す

ること。

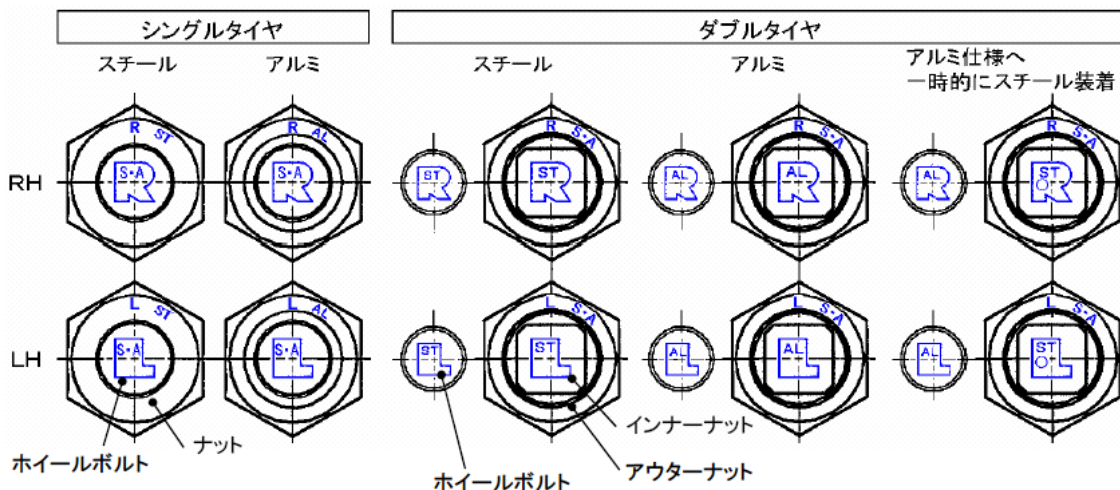
## 追加の対策等

(1) 「大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故に係る調査検討会」の検討結果に基づく事故防止対策について(平成16年12月15日付け国自整第135号)別添に示した再発防止のための注意事項等を基に、JIS方式及びISO方式のそれぞれに対応した、日常点検整備・定期点検整備及びタイヤ交換の正しい方法を法令において規定する(今年度前半を目標)。

(注) 大型車のホイールの取付けに係る規格としては、JIS方式とISO方式(日本では前者が主流であり、後者は観光バス等の一部に使用)があるが、それぞれに得失がある。いずれの方式であっても、規定のトルクでホイール・ナットを締め付けること、ホイールの脱着後は一定距離走行(一般的には、50~100kmを目安)したら規定のトルクでホイール・ナットの増し締めをすること、ホイールの種類(スチール製、アルミ製)に合ったホイール・ボルトとナットを使用すること等、正しい方法による点検・整備等が、車輪脱落事故防止のためには不可欠であり、また、それが適切に行われれば、同等のレベルの安全性を確保できるものと考えられる。

(2) 自動車製作者は、JIS方式のホイール・ボルト及びナットに、ホイール種類(スチール製、アルミ製)が分かるよう、下図(例)のとおり識別表示を行うとともに、その周知を図る。大型車使用者、大型車運転者、整備事業者、タイヤ・ショップ等にあつては、この識別表示に留意して、ホイール種類に合ったホイール・ボルト及びナットを使用する。

- ① ねじの識別 右ねじ : **R** , 左ねじ : **L**
- ② ホイールの識別 スチール : **ST** , アルミ : **AL** , 共用 : **S・A**
- ③ ダブルタイヤ用アルミ→スチール変換用インナーナットの識別 : **○** を付加



(3) 冬用タイヤへの履替時期においては、特に重点的な取組みを実施するとともに、それぞれの取組みが調和されて効果的に実施されるよう、国土交通省及び自動車関係団体は、連絡会を設置する。